

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS



「自由と人権」HP



ご自由に
お持ちください

NO.54 (2025.4.22)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

目次は2ページにあります

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

こっそりと部活抜け出し行く場所はグラウンド見えるスペシャルシート
ひとつにはなれないことを知りながら握って握り返すてのひら
鬼ごっこやかくれんぼをしたかー君がDJ KANUSHERとして降臨す
2011年3月11日後のわたし

Pad片手に震度を探る人の肩越しに見るふるさは 赤

常磐線に乗るたび想う人のいてももう眺めることのできない景色

脱原発デモに行ったら「ミクシィ」に書けば誰かを傷つけたようだ

いま声を上げねばならん ふるさを失うわれの生きがいとして

さまざまそれぞれがあり震災の前のようには暮らしていけぬ

脱原発署名の前を過ぎ行きて身を翻し名前を記す

「正月をふるさとして過ごす帰省客」になれないわれらは前を向くのみ

偽りの言葉ならべるへつなごう、絆、がんばろう、元気ですぐ

見えぬなら無いこととして過ごしたい気持ちになりぬ若葉仰いで

再稼働のニュースが聞こえて心臓が脳が体が地団太を踏む

子を産まぬことも故郷の地を踏まぬことも決められずに生きている

携帯のアドレス帳に「祐禎さん」その番号をお守りとする

「原発さえなければ」という台詞には収まりきれない現実を見る

三原由紀子『歌集 ふるさは 赤』より

訂正とお詫び

「通信 NO.53」(紙面版) 2頁に載せた筈雄二「鬼瓦よ」の2連3行「呪咀者かいるのだ」と、3連1行「月かいる」の「か」に濁点が抜けていました。お詫びして訂正します。

目次

- ① 三原由起子『ふるさと 赤』・砂山信一『珠洲の海』より P1～2
- ② 『歌集 ふるさと 赤』・『歌集 珠洲の海』に寄せて P2～3
- ③ 日本学術会議の法人化法案に反対する P3～4
- ④ 引かれ者の小唄 P4～5
- ⑤ 音声データは公文書か P5～8
- ⑥ マッカーシズムの再来・案内 ・後記 P8

力むほどうつろになりゆく授業なり生徒ら黙り顔きもせず

「むつ」の母港に珠洲も候補といふ記事を今朝の地方紙は何も伝へず

胸張りて我らの誇れるこの海を行政は進んで売らむとしをり

ハンドルに遊びのあるを思へよと友はドライブに誘ひくれたり

わが書けるビラを配りに行くと言ふ雪降る午後を友は一人で

初めての二人の夜の明けし朝ソ連の原発事故を我が知る

荒磯に釣りする人にも呼びかけぬ原発はいらぬ海守るため

原発ができれば珠洲を捨てますと少女は訴ふ涙ながらに

長く学びしはこの時のためひるむなく助役の詭弁に我はあらがふ

農業を何と考ふ雑木林拓きし畑を吏員は売れと言ふ

ああ珠洲は今し輝く市長選無効の判決つひに下りぬ

最高裁判決出でて珠洲の我を思ひ喜ぶ文届きたり

脂ぎる市長が我らに答へたり課長ら四人はしをしをとめて

砂山信一『歌集 珠洲の海』より

五月五日の地震にて潰えし家直し元旦の地震にて根こそぎになる
貧富の差無く軒並みに崩れたる新雪積るわが町を行く

同書「文庫版あとがき」より

『歌集 ふるさと 赤』・『歌集 珠洲の海』に寄せて

今年の東大和市駅前での「福島を忘れない！」集会に参加した折、旧知の方から紹介されたのが三原由紀子『歌集 ふるさと 赤』と砂山信一『歌集 珠洲の海』という歌集だった。「赤」という文字と、「珠洲の海」という署名が書かれている白い表紙ばかりが心に残り、紅白の梅の花のイメージが広がった。『珠洲…』の白はともかく、『ふるさと…』の赤はそのように雅なものでないことは手に取って分かった。

3.11東日本大震災は、地震と大津波により筆舌に尽くしがたい苦難を人々に与えたが、東京電力福島第一原子力

発電所の過酷事故は、さらに住民からふるさとを根こそぎ奪うものであった。

三原由起子さんのふるすとは福島・浪江町である、その歌風は 3.11 以前と以降で大きく 2 つに分けられる。それまで俵万智ばりの口語体の短歌を詠んでいた作者が、3.11 を契機に、その「風貌」を大きく変転していくさまが読み取れるだろう（ちなみに、俵万智も 3.11 の原発事故により沖縄で避難生活を送った）。一方『珠洲...』の作者は、珠洲原発反対運動に取り組み、ついに原発建設を撤回させたという経歴を持つ。しかし 2024 年元旦、この作者も能登半島地震で被災しており、それらの歌も巻末に掲載されている。

原発反対の思いを綴った福島の詩人がいたことを、ぼくは原発事故後になって初めて知ることとなった。それでも、これまで「通信」で取り上げてきたのは、若松丈太郎・小島功・吉田信と、数人に過ぎない。『ふるさと...』に関する情報を仕入れている中で、福島・大熊町の歌人 佐藤祐禎（故人）の存在も知った（三原さんも、自身の歌の中で佐藤祐禎さんのことに触れている）。

次号では、佐藤祐禎さんによる『歌集 青白き光』他から何首か取り上げたいと思う。同歌集は若松丈太郎がそうであるように、福島原発事故の「予言書」とも言われている。しかし、彼らはそのような「評価」を決して喜ぶことはないだろう。



日本学術会議の法人化法案に反対する

政府は今国会に「日本学術会議法案」を提出しました。その内容はかねてから学術会議が懸念していたとおり、会員選考においても、財政上においても政府による介入、統制を強めるものであり、学問の自由を侵すものです。

そもそも学術会議法人化の発端となったのは、2020 年の菅元首相による 6 名の学術会議会員の任命拒否問題であり、このことはいまだ解消されていません。盗人に入られた家が不用心だから、誰も家に入れないようにしてしまえと言っているようなものです。それも盗人自身が……。

こんな屁理屈で提出された法人化法案に立法の道理などあろうはずはありません。例えば立法を求める社会的な要請があったでしょうか。法人化をしなければならないような学術会議の不祥事があったでしょうか。菅元総理による違法な任命拒否以外にそんな話を聞いた覚えはありません。しかしこれは政権トップの不祥事です。つまり、学術会議を法人化しなければならない立法理由などどこにも無いのです。

あえて立法理由を上げるとすれば、学術会議が軍事研究に反対姿勢を貫いていることです。もちろんこれは、未曾有の軍拡を進めている現政権側からの理由であって、平和国家を求める多くの人たちからそんな声が上がるとはとて思えません。

4 月 14・15 日に開かれた日本学術会議第 194 回総会において、会員による真摯な討議の結果、二つの議案が採択されました。その一つは、法人化法案の内容には日本学術会議の自律性・独立性を侵すなど強い懸念があり、これを修正することを求める会員有志 56 名（代表 同志社大学教授 川嶋四郎）が提出した決議案です。そして 2 つ目は、法案成立を容認すると誤解されかねない部分を削除した声明案です（2025.4.16 東京新聞記事参照）。決議案の提出にあたって川嶋法学委員会委員長は、二つの提案は矛盾するものではなく、両方採択されることが望ましいと発言しました。学術会議を立場の利害によって分断しないという意味では、これは価値ある発言です。

採択された 2 つの決議は、昨年 12 月 22 日に、政府の法人化案を受け入れるともとられかねない（第 192 回総会を受けての）会長談話が出されたので、これを実質的に覆すような内容です。形式的には法人化法案に対して修正を求めるものですが、ギリギリのところまで踏みとどまっているという印象を受けます。

本来であれば、学術会議の自律性、独立性を侵す（学問の自由を侵す）法人化案に対して、毅然として反対決議を上げてほしかったところですが、すでにここまで来てしまった以上、よしとしなければならないでしょう。この

後は政府の対応と国会での審議にかかっています。市民として廃案に向けた取り組みをすることが大事です。

【追記】

日本学術会議の第 194 回総会で採択された 2 つの決議案は、政府提出の法人化法案に対し学術会議の独立性を担保する 5 項目の修正を求めるものでした。これに対し林官房長官は 4 月 18 日、法案修正の意思なしと表明しました。

わたしたち市民も国会外から、法人化法案に反対する野党各党と手を組んで、法案撤回に向けて声を上げていきましょう。



引かれ者の小唄

こんなことを書いても「引かれ者の小唄」か、ただの強がりにはしか聞こえないかもしれませんが、やはり書いておきたいと思います。裁判所というところはこんな判断をするところなのです。

【住民訴訟】

東大和市の弁護士成功報酬支払が違法であるとして提訴した住民訴訟で、2 月 27 日に東京高裁で棄却の原告敗訴の判決の言い渡しがありました。この日には、霞が関の裁判所まで 3 名の方が傍聴に来てくださいました。しかし結果は残念ながら棄却でした。

判決文では被告市側の主張をそのまま認め、東大和市と同市の代理人・橋本勇弁護士との訴訟事務委託契約期間が控訴審（第 2 審）終了までであること、控訴審では東大和市が勝訴して市が経済的利益を得たことにより橋本弁護士の成功報酬請求権は「確定的に発生し」（判決文 4 頁 3 行）たので、市の成功報酬支払は適法であるとしています。

しかし、民事訴訟法第 106 条によれば、判決は上告ができる期間（2 週間）前には控訴審判決は「確定しない」（同条 1 項）のであり、仮に上告されれば判決の効果は「遮断される」（同条 2 項）のです。これに従えば、市が橋本弁護士との間で成功報酬支払合意をした 11 月 21 日は上告期間（2022 年 11 月 11 日～25 日）内であり、市の経済的利益が確定していたとは言えません（ちなみに、11 月 24 日には原告によって東京高等裁判所に上告されており、その時点で控訴審判決の効力は遮断されていることとなります）。実際に上告審（最高裁）の判決が出たのが翌年 2023 年 8 月 4 日です。これを待つことなく市の経済的利益が確定したとするのは、法的事実の認定に明らかかな誤りがあります。

また、民法第 648 条の 2 によれば、「委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。」とあり、さらに地方自治法第 232 条の 5 には、地方公共団体の支出は債権者のためでなければならないことになっています。

つまり、契約の自由を盾に、民事訴訟法・民法・地方自治法の定めを無きがごときものになっているのです。世の常識に従えばこんなことは許されるはずがないのに、司法界ではそれが正当とされる、裁判所とはそのようなところなのです。

上記のごとく、本件の控訴審判決には全く納得ができないので、3 月 10 日に上告受理申立書を提出しました（上告状は憲法判断について審査するものであり、今回は提出しませんでした）。

【陳情不上程告発裁判】

もう一件、最高裁に上告した例があります。それは初めて本人訴訟で臨んだ「陳情不上程告発裁判」です。

この事件は、東大和市長が提案した「東大和市子ども・子育て憲章」に異議ありとして、市民 62 名の賛同を得て同市議会に提出した同憲章見直しを求める陳情が不当に扱われた（中間建二市議会議長によって同陳情が「議長預かり」にされ、本会議に上程されなかった）ことが発端です。これを不服として、2020 年 11 月 18 日、東京地裁立川支部に損害賠償請求を提訴したものです。以下にその簡単な経緯を記します。

子ども子育て憲章が委員会付託を省略して直接本会議で審議され、本陳情はそれまで保留扱いにすると議会運営委員会で決まりました。しかし、そもそもこの手順が間違っています。民主的なルールに従えば、反対議案を先行審議し、それが不採択となった後に元となる議案を審議すべきです。このような恣意的な扱いを受けたために、市長案が採択された後に同陳情の扱いを決めるという異常な事態になりました。そのために、陳情の委員会付託を決める本会議を直前に休会にし、急遽開かれた運営委員会で同陳情を「議長預かり」にすることが決まったのです。再開された本会議では佐竹康彦議会運営委員会委員長から、同陳情は委員会付託を行わないこととなった（すなわち、本会議には上程されず、「議長預かり」になった）という報告がなされました。つまり議長によって握りつぶされたわけです。陳情提出者からすれば、まさに謀られたという感じです。

この謀略の根拠となったのが、東大和市議会会議規則第 130 条但し書きであり、「議長預かり」の扱いを決めた議会内の「申し合わせ」事項です。

同規則第 130 条は次のようなものです。「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」

裁判では、「ただし、」以下をどのように解釈するかということが争点になったのです。

議会会議規則についていえば、総務省が標準市議会会議規則なるものを示しているので、どの自治体でも同じパターンでそれを制定しています。

本件のような場合、逐条解説本によれば、130 条但し書きの解説として、いったん本会議に上程しそこで「みなし不採択」や、もしくは「みなし採択」にすべき旨が書かれています（中島正郎『最新議会規則・委員会条例・傍聴規則逐条解説』・西村弘一『地方議会一会議の理論と実際』 ※これも証拠として提出しました）。更に原告は、他市（東村山市・小平市）の具体例を示し、東大和市議会での扱いが違法なものであることを指摘しました。東村山市議会では陳情・請願の類を「みなし不採択」、小平市議会では「みなし採択」をしている事実があるのです。

地裁・高裁と原告側敗訴だったため、上告しました。その内容は憲法第 16 の請願権の侵害を主張する上告状と、法令解釈（東大和市議会会議規則第 130 条）の解釈の誤りを主張する上告受理申立書です（実際には「上告状兼上告受理申立書」として一体になったものです）。ちなみに、この裁判の被告である市側代理人弁護士に同市が支払った成功報酬（正確には支払時期）が違法であると訴えたものが、前出の住民訴訟です。

半年以上待たされた挙句、2023 年 8 月 4 日に上告は棄却、申し立ては不受理との通知が届きました。最高裁は本当に審査したのか、今でも疑問に思っています。



音声データは公文書か

現在、自身が原告、東大和市を被告として東京地裁立川支部で争っている損害賠償請求訴訟は、上記テーマが争点となるでしょう。

昨日（4 月 18 日）、第 2 回口頭弁論が終わりました。あまり衆目を引かないためか、近場の裁判所にもかかわらず傍聴に来てくれた人は 1 名でした（それでも傍聴者が全くいない状態に比べれば格段に有意義であり、来てくれた方には心から感謝したいと思います）。

そこで、音声データ消去事件裁判の意義を一人でも多くの方に知っていただくため、裁判の様子を詳しく解説・

報告するとともに、国や他市での音声データにまつわる「事件」を紹介することにしました。もしこれを読んで少しでも関心を持たれたら、傍聴に来ていただけると嬉しいです。ちなみに、本訴訟に至る経過については「自由と人権通信 NO.51」に詳しく書いておいたので、そちらをご参照ください。

【口頭弁論】

この訴状を提出するにあたっては、裁判所の書記官との間で少々やり取りがあり、当初の訴状の内容を訂正した部分があります。具体的には次の通りです。初めの訴状では謝罪と改善策を求めた内容を「請求の趣旨」に書きましたが、諸般の事情からこれを外し、損害賠償請求のみとしました（他にも 2 点、文言上の変更もあります）。これを「訴状訂正申立書」にしたため、裁判所に提出しました。

第 1 回口頭弁論には被告側代理人羽根一成弁護士は出廷せず（相手方は、答弁書を提出していれば、初回に限って出廷の義務はありません）、答弁書（とはいっても、原告の「請求の内容」に対する具体的な認否はなく、「追って準備書面を提出する。」というだけの記載でした。ただし末尾に遅延損害金の「年 5%」は理由がないとの主張があったため、原告としてはこれを認めました。2020 年 4 月 1 日から法定利率が年 3%に定められたのです。

第 2 回口頭弁論では、被告準備書面（1）が当方に届いたのが、弁論予定日（4 月 18 日）日の 4 日前の 14 日であったため（これは被告側の「戦略」なのでしょうか）、こちらからは反論書を提出する時間的余裕もありませんでした。そのため、法廷の場でいくつか問いただしました。その内容は以下の通りです。

- (1) 被告準備書面（1）3 頁、「原告からは『言い間違えたのかな。』との発言があったとは、何を根拠にしているのか。
- (2) 同の 4 頁、『同記録は訂正されていないことが判明した』は否認する。」とあるが、実際に訂正されてはいなかった。（2024 年 8 月 21 日の東大和市情報公開・個人情報保護審査会の口頭意見陳述における申請人〈わたしです〉の陳述内容を文書化したものの内容の一部が事実と異なっていたので、これを修正するよう要求しました）。

⇒次のように修正「『同記録は訂正されていないことが判明した』は認め、原告の判断であり不知」

- (3) 乙 1 号証「文書事務の手引」の法的な根拠

これに対し裁判長が仲介する形で、(2) については太字のように、(1) と (3) については被告準備書面（2）で明らかにすることとなりました。

今回の口頭弁論では、事務的なやり取りだけでなく、口頭でのやり取り（とはいっても、弁護士はあまり語らず）があり、少しは傍聴のしがいがあったかもしれません。

【デジタル庁の音声データ】

音声データと公文書の扱いについては、これまでもいくつかの論考や報道がなされています。

2021 年の新聞報道（9 月 21 日毎日新聞）では、平井デジタル相が出席していた、内閣官房 IT 総合戦略室のオンライン定例会議における議事内容を録音した 23 件のデータのうち 4 月 7 日の

21 総合・社会 14版 2021年(令和3年)9月22日(水) 毎 日 新

音声データ一転「公文書」

デジタル庁が修正 識者「恣意的な管理」

平井卓也デジタル改革担当相、理髪デジタル相が出席したオンライン定例会議の音声データの多くが保存されていなかった問題で、デジタル庁は21日、音声データは「いずれも公文書扱いしなうで、官報の判断で廃棄可能な『保存期間1年未満』の文書として廃棄したと説明した。同行は当該音声データの一部は「担当者が個人の備忘として利用していた」として私文書扱いだったと説明していたが、説明を事実上修正した。識者は、恣意的な文書管理だと批判している。

同行によると、当時の内閣官房IT総合戦略室が今年3月6日に12件のオンライン会議を録音した。このうち4月7日の音声データは、平井氏が東京オリンピック・パラリンピック向けアプリの事業費削減に関し「発注先を1割減らしたい方がいい」と発言したことが報道された後、「保存期間10年」にした。残る11件は、発言が報道された6月、「文書の保存状態を確認して適切に処分した」としている。「個人の備忘で録音したことがあったが、他の職員も利用可能だったので、公文書扱いだった」と説明した。3月6日以外の会議は録音していないとした。

NPO法人「情報公開リテラシーハウス（東京）が発言報道を受けた6月下旬、平井氏の大臣就任以降の会議の全ての音声データを情報公開請求したが、4月7日のデータだけが開示され、他の日のデータは無いと説明されたという。

早川和宏・東洋大副学長（行政法）は「公文書に該当するかの判断を途中で変えたと言われても仕方がない。4月7日の会議も報道されていなかったら廃棄していなかったか。隠す必要がないなら、11件をなぜこの時期に廃棄したのか。情報公開請求の後に廃棄したなら明白な問題だと話す。【青島、後藤】」

分を、当初は「担当者が個人の備忘として利用していた」と説明し、私文書扱いとしていたが、後に組織的な利用を認め、保存期間が10年の公文書であると同庁が説明したもの。他の12件は保存期間1年未満のものとして廃棄したそうです（音声データを、保存期間が1年未満のものと10年のものとに区分する根拠は、ここには示されていません）。

当初は私文書扱いであるとしていたものを、庁内の都合で公文書扱いに変えるのは恣意的管理と言われても仕方がないでしょう。しかもこの件では、廃棄の根拠として保存期間1年未満の公文書扱いにしたというのですからあきれます。

【川崎市教委での不祥事】

2017年には川崎市教育委員会での音声データに関する不祥事が明らかになりました。

2014年に開かれた同市の歴史教科書採択に係る教育委員会議事を録音した音声データ開示を、同市市民が開示請求を受けたところ、市教委は同年10月にはこれを消去したと説明していましたが、実際には2016年3月まで保存していたというものです（2027年5月19日毎日新聞神奈川版）。

同市教委の「検証報告書」によれば、詳しい経緯は以下の通りです。

2014年8月17日と30日の教育委員会の議事を同委員会の庶務課の担当職員が会議録を作成するため、ICレコーダーに録音していた。後日庁内共有ファイルサーバーに「移した上で、当該音声データとメモとをもとに、書面としての会議録を作成することにした。」（「検証報告書」2頁）会議録は同年10月には作成を完了した。

同年9月に同市市民が当該音声データの公文書開示請求を行ったところ、同月、同市教育委員会は文書不存在を理由に開示請求を拒否した。これに対し市民は11月、異議申し立てを行い、市教委は同月、川崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。

2015年12月22日、同審査会は教育委員会に対し、「本件音声データは……「公文書」に該当し、……改めて物理的不存在を理由とする開示請求拒否処分をすべきである」と答申した。2016年12月22日、同市民は本件を不服として川崎市を被告とし損害賠償請求訴訟を提起した。市教委は、改めて事実関係の調査等を実施し「検証報告書」を作成し公表した。

以上は教育委員会の報告であるので、表現と内容に不十分な点があります。会議録の作成は教育委員会事務局総務部庶務課（以下「庶務課」と略す）が行い、審査会の事務局は川崎市総務局情報管理部行政情報課（以下「情報課」と略す）が担当しました。2014年11月に市民が異議申し立てをしたことから、情報課職員は庶務課職員に音声データを消去しないように電話で伝えたところ、庶務課長は、音声データはすでに消去したと伝えるように担当職員に指示しました。2015年9月11日（審査会の意向を受けてだと思いますが）、情報課が庶務課のPCの点検を含む現地調査を行ったところ、音声データが存在しないことを確認し、その上で上記審査会答申となったのです。

しかし実際には、情報課の現地調査の連絡が入ったことから、庶務課長が現地調査の前にPCの共有ホルダーから同データを職員に消去させ、自分が公的に管理していたUSBメモリーに音声データを移したのです。そして自己の人事異動の内示に伴い、USBメモリーにあった同データを削除したものです。

同市市民が訴えた損害賠償請求訴訟は、同市職員に係る違法行為を犯したことを理由に原告の損害賠償が認められました（以上の情報は、判例自治480号「はんれい最前線」より得ました）。

このように、公的な音声データの保存・公開に関しては様々な実態があり、これからも同じような事件が発生し、そのつど評価が変わっていくでしょう。会議の録音データは「起案文書等を作成するための補助手段」とあるという評価（言い訳?）も、時代的要請により適正化されていかなければなりません。



マッカーシズムの再来

4月14日の東京新聞「本音のコラム」で大矢英子さんが指摘しています。

巷ではトランプ関税のことが話題の中心になっています。経済問題は大事で、わたしたちの生活と密接な関わりがあります。しかし、それはアメリカ国民にとっても同じで、相互関税を課せばいずれは双方の国で矛盾が高まります。そうなれば、時の政権にとって、足元の支持基盤の不安定化につながり、いつまでも無茶なことを続けられるはずはありません。

その点では、むしろこちらの思想統制の方が危惧されます。人々から自由と権利が奪われた世界、それは考えるだけでもおぞましいものです。

日本も無縁ではられません。戦争に向かおうとする国は自由な言論を嫌い、監視と密告を奨励します。日本が中国侵略に本格的に乗り出すとともに特高の眼が光り、軍部や右翼が幅を利かせるようになり、多くの思想弾圧がなされたことは偶然ではありません。

参議院で審議が始まったサイバー防御法案は通信の秘密を侵すのではないかと懸念されています。政府が提案しようとしている学術会議法人化法案も、学問と言論の自由を奪い、政権に批判的な者を排除しようという姿勢の表れです。日本にとって対岸の火事ではありません。

本音のコラム



大矢 英代

米コロンビア大学でガザ支援運動に参加していた元大学院生が逮捕された。シリアでパレスチナ難民の両親のもとに生まれたマフムード・カリルさんは、在籍中、親パレスチナ団体の交渉・広報を担当していた。反戦運動では全米で3千人超の学生らが逮捕されたが、カリルさんのケースが他と異なるのは、「反ユダヤ禁止」の新大統領令に基づくものであり、政権による直接的な攻撃の対象となった点である。

マッカーシズムの始まり

驚いたのはカリルさんのグリーンカード(永住権)が早々に剥奪されたことだ。本来、剥奪は刑事裁判で有罪判決が確定した後に行われる。手続きを飛び越えてまで剥奪した理由は、カリルさんのケースが単なる「見せしめ」に過ぎないことを示している。トランプ政権の狙いは、人々が次の標的になることを恐れ、口を噤むこと。記者がガザ報道に自己規制を掛けること。集团的恐怖を作り出し、連邦政府に絶対的権力を集中させることではないか。これは新たなマッカーシズム(赤狩り)の始まりである。

カリルさんの国外追放命令は判事によって差し止められたが、弁護士は12日時点で彼がどこで拘束されているのか分らない状態だと語った。米国籍の配偶者は妊娠8カ月だ。トランプ氏は「これから起る多くの逮捕の第一弾に過ぎない」とSNSに投稿した。

(カリフォルニア州立大助教授) 2025.3.17

サンホセの会 6月定例会

【日時】6月15日(日)
午後1時30分~3時30分
【場所】中央公民館 202学習室
【テーマ】詳しくは追って連絡します。
※オンライン参加希望の方は6月13日(金)までにご連絡ください。

音声データ消去事件

損害賠償請求訴訟 第3回口頭弁論

【日時】2025年6月27日(金)午後1時30分
【場所】東京地裁立川支部 408号法廷
【集合】4階法廷控室午後1時20分
【最寄駅】多摩都市モノレール高松駅下車徒歩5分

【後記】日本学術会議の法人化法案が国会で審議されるという危機的な状況です。4月14日には学術会議会館で「人間の鎖」が行われ、18日には国会前で抗議集会も開かれました。これらに全く参加できない歯がゆさと後ろめたさを感じています。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。